

熊本市公報(契約)

第58号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成28年11月14日

目次

○入札公告（熊本博物館情報システム開発業務等委託） 1

契約公告第558号
平成28年11月14日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続きを実施する。ついては次のとおり企画提案書の提出を募集する。

熊本市長 大西 一 史

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名 熊本博物館情報システム開発業務等委託
- (2) 目的及び概要 参加要領を参照のこと。
- (3) 履行場所 熊本市中央区花畑町9-24 熊本博物館
熊本市中央区古京町3-2 熊本博物館
熊本市南区城南町塚原1924 熊本市塚原歴史民俗資料館
受託者所在地 等
- (4) 履行期間 契約締結日～平成29年3月31日
(但し、平成29年第1回定例会において繰越が承認され次第、履行期間を平成30年3月31日まで延長する。)
- (5) 業務規模 42,200千円（消費税及び地方消費税含む）以下とする。
- (6) 業務内容 参加要領を参照のこと。

2 担当部署

熊本市教育委員会事務局教育総務部熊本博物館
〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命ビル4階
電話 096-324-3500
ファックス 096-351-4257
電子メール hakubutsukan@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

- 次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録された者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」での登

録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更正手続又は 再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 品質マネジメントである ISO 9001 又は同等の認定を受けていること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントである ISO 27001 又は同等の認定を受けていること。

4 特例規則第 4 条第 1 項の申請

3(1)に挙げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は 4(6)の担当部署で配布する。（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

(2) 提出方法

熊本市業務委託契約に係る競争入札参加者等の資格に関する要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「企画提案書等提出期限」を明記すること。郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

平成 28 年 11 月 22 日（火）（休日を除く。）の午後 4 時まで

郵送する場合は、同日までに必着すること（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）。

(4) 競争入札等参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書

類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 送付先（郵送する場合）

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市長（総務局契約監理部契約政策課物品契約班）あて

(6) 提出先（持参する場合）

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号
マスミューチュアル生命ビル 2 階 総務局契約監理部契約政策課物品契約班

5 参加申請の手続等

(1) 申請書類の交付期間および方法

平成 28 年 11 月 14 日（月）から平成 28 年 11 月 22 日（火）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部署で配布する。（休日を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部署での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ プロポーザル参加資格審査調書（様式第 3 号）
- エ ISO 9001、ISO 27001 の認定書の写し

(3) 参加表明書その他必要な書類（以下「参加表明書等」と総称する。）は日本語で作成すること。

必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(4) 提出方法等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書等を提出し、プロポーザル参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

- ア 提出先 2 の担当部署
- イ 提出部数 1 部
- ウ 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。（担当部署への持参については休日を除く。）

(ア) 持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(イ) 郵送する場合は、封筒の表面に「情報システム開発業務等委託関係書類」在中の旨を記載し、提出期限までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

- エ 提出期限 平成 28 年 11 月 22 日（火）午後 5 時まで
- オ 留意事項

提出書類等の記載内容については提出日時点において記載すること。

(5) 参加資格の確認結果通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行なうものとする。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。ただし、4（特例規則第4条第1項）の申請をする者については、この限りではない。

なお、参加資格を認めた者には、企画提案書の提出要請を併せて通知する。

(6) 参加申請等に関する質問

参加申請等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式第9号）により提出すること。

ア 受付期間

平成28年11月14日（月）から平成28年11月16日（水）までとする。

イ 受付時間

午前9時から午後5時までとする。（持参の場合、正午から午後1時までを除く。）

ウ 質問方法

質問書（様式第9号）により提出すること。

エ 提出方法

2の担当部局あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送する場合は、受付期間までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(7) 参加申請等に対する回答は、個別に行わず、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 熊本市ホームページ

アドレス <http://www.city.kumamoto.jp/>

イ 閲覧期間 平成28年11月21日（月）までに開始し、平成28年11月22日（火）までとする。

6 プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) プロポーザル参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 提出先 2の担当部署

7 参加表明後の辞退

参加表明書（様式第1号）の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退受付期限内に下記の手続きを行うこと。

(1) 参加辞退方法

参加辞退受付期限内に電話で参加辞退の意思を表明し、ただちに参加辞退届（様式第10号）を郵送または持参にて提出すること。ただし、参加辞退届の到着は参加辞退受付期限以降でも構わない。（休日を除く。）

(2) 参加辞退受付期限 平成28年12月14日（水）午後5時まで

(3) 提出先 2の担当部署

8 説明会

公募等に係る説明会は行わない。

9 参加表明者が 1 者である場合の取り扱い

参加表明者が 1 者であっても、企画提案書の審査を実施するものとする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 業務受託実績書 (様式第 4 号)

イ 実施体制表 (様式第 5 号)

ウ 従事者調書 (様式第 6 号-1、様式第 6 号-2、様式第 6 号-3)

エ 企画提案書表紙 (様式第 7 号)

オ 企画提案書 (参加要領で記載)

カ プロポーザル提案チェックリスト (様式第 8 号)

キ 見積書 (参加要領を参照のこと)

ク 次年度以降、開発したシステムを運用するにあたり、想定される保守・維持管理にかかる見積書 (年額)

なお、金額は、出納官吏事務規程 (昭和 22 年大蔵省令第 95 号) 第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(2) 提出先 2 の担当部署

(3) 提出期限 平成 28 年 12 月 14 日 (水) 午後 5 時まで

(4) 提出方法等 5(4) ア、ウに同じ

(5) 提出部数 9 部

(6) 企画提案等に関する質問

企画提案等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書 (様式第 9 号) により提出すること。

ア 受付期間

平成 28 年 11 月 25 日 (金) から平成 28 年 12 月 2 日 (金) までとする。

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。(持参の場合、正午から午後 1 時までを除く。)

ウ 質問方法

質問書 (様式第 9 号) により提出すること。

エ 提出方法

2 の担当部局あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送する場合は、受付期間までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(7) 企画提案等に対する回答は、個別に行わず、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 熊本市ホームページ

アドレス <http://www.city.kumamoto.jp/>

イ 閲覧期間 平成 28 年 12 月 7 日 (水) までに開始し、平成 28 年 12 月 14 日 (水) までとする。

11 企画提案書等の審査方法等

(1) 企画提案書等の審査方法

参加資格を有する応募者が提出した企画提案書等を、中立かつ公正に審査し、本業務に

係る受託候補者を選定するための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査する。

なお、選定委員会は、応募者の提案した技術面での蓄積したノウハウ等を保護するため、非公開とする。

(2) ヒアリング

企画提案書等の審査に当っては、以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 企画提案書等を提出した応募者に対して、ヒアリングの日時、場所、実施方法及び注意事項等について通知する。

イ ヒアリングは、1 応募者につき、応募者からの説明を 25 分以内で行った後に、選定委員会からの質疑を 5 分以内で実施する。

ウ 審査での評価が同点の場合は、プレゼンテーション審査項目「提案内容」の評価が、より上位の業者を選定する。なお、それでも同点の場合は抽選により選定する。審査の結果は、ヒアリングに参加した全ての応募者に書面で通知する。

エ 選定した業者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者と契約交渉を行う。

1.2 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本プロポーザルに関わる費用については、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行なうことがある。

(4) 契約保証金については、熊本市契約事務取扱規則第 22 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保険証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（契約書の写しでも可）を提出したとき。

(5) 提出された申請書等及び提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外提出者に無断で使用しない。

(6) 提出された申請書等及び提案書等は返却しない。

(7) 企画提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を書面により理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(9) 契約候補者との契約締結までの間に、契約候補者が 3 の参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができる。

1.3 Summary

(1) Subject matter of contract:

Outsourcing the development contract for Kumamoto City Museum's information system.

(2) Deadline for submitting application documents:

In person or by post: No later than 5:00PM on November 22 (Tue.), 2016

(3) Language and currency to be used for proposal:

Language: Japanese

Currency: Japanese yen only

(4) Contact information:

Kumamoto City Museum, 4F, Sumitomoseimei Kumamoto Building, 9-24 Hanabata-cho, Chuo-ku, Kumamoto City, 860-0806, Japan

Phone number: +81-96-324-3500

Fax number: +81-96-351-4257